

水道ご使用開始・休止・検診・漏水の手続きについて

🔧 こんなときは手続きを

水道の手続きは、住民生活課の住民異動の手続きとは別になっています。次のようなときは、前もって水道課へご連絡の上、「水道使用異動届」を提出し手続き日時の予約をして下さい。（予約を優先しているため、前もって連絡がない場合手続きが遅くなる場合があります。）

〈転入・転居などで水道のご使用を開始するとき〉

- * 水道課からメーター確認及び水道の止水栓を開ける為、お客様のお宅へお伺いします。
- *（注意！）水が出る場合でも連絡は必要です。

〈転出・転居などで水道のご使用を中止するとき又は長期にわたり水道を使用しないとき〉

- * 水道課からメーター確認及び精算の為、お客様のお宅へお伺いし水道の止水栓を閉めます。
- *（注意！）ご連絡がないと、お客様に迷惑がかかる場合がございます。
- * 閉栓の手続きをされるまでは、料金を負担いただくことになります。

〈水道の使用者や所有者の名義が変わるとき〉

- * 水道課へ「水道使用異動届」を提出して下さい。（町のホームページ掲載）

🔧 検針について

水の使用量はメーターに記録されます。徳之島町では、隔月（奇数月）に水道をご利用の皆様の各家庭や事業所にお伺いし、水道メーターの検針を行っています。

〈検針協力をお願い〉

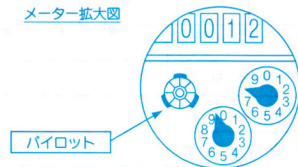
- * メーターボックスの上に物を置いたり、車を止めたりしないでください。
- * 犬は放し飼いにせず、出入口やメーターボックスから離してつないでおいてください。

🔧 漏水について

漏水はおもわぬ出費を招きます。次の方法でときどき点検を行ってください。

蛇口などを全て閉めて、メーターのパイロットマークをしばらく見ます。回転していれば漏水と思われる。蛇口や水洗便所などからの漏水は、水資源の無駄になるばかりでなく、水道料金の負担も大きくなります。わずかな漏水でも、早目に修理しましょう。徳之島町水道指定工事店に修理を依頼してください。（町のホームページに掲載）

メーター拡大図



〈漏水の応急手当〉

修理が終わるまで、とりあえず止水栓を右に回して水を止めてください。止水栓はメーターボックスの中か道路と宅地の境にあります。

〈道路での漏水を見つけたときは〉

事故や二次災害を防止する為に、道路漏水を発見したときはすぐに連絡していただきますようご協力をお願いいたします。